

パートナーシップ宣誓書の写し等返還届

和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第11条の規定により、

- パートナーシップ宣誓書の写し及びパートナーシップ宣誓書受領証を返還します。
- パートナーシップ宣誓書受領証を返還します。
- 紛失等で返還できませんが、次のとおり届け出ます。

返還の理由（いずれかに○をつけてください。）

- (1) 当事者の意思によるパートナーシップ関係の解消
- (2) 要綱第3条第2号から第4号までに規定する要件を満たさなくなった
- (3) 要綱第13条第1項の規定により、宣誓が無効となった
- (4) 要綱第13条第2項の規定により、受領証が無効となった

____年 ____月 ____日

(宣誓者)

(宣誓者)

フリガナ		
氏名又は通称		
住 所		

受付